

しらゆり介護医療院運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団英集会（以下「事業者」という。）が開設するしらゆり介護医療院（以下、「施設」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、介護医療院の円滑な運営管理を図るとともに、入所者の意思及び人格を尊重し、入所者の立場に立った適切な介護医療院サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、入所者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。

2 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って、介護医療院サービスを提供するように努めるものとする。施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、入所者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスと綿密な連携を図り、利用者が総合的なサービスを受けられるよう努力するものとする。

4 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 しらゆり介護医療院
- (2) 所在地 岐阜県岐阜市安食1丁目87番地1

(介護医療院の入所定員)

第4条 入所定員はI型療養病床9名とする。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、施設の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるための指揮を行う。

(2) 医師 1名以上

医師は、入所者の健康状態に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。

(3) 看護職員 2名以上

看護職員は、入所者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

(4) 介護支援専門員 1名

介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に関する業務を行う。

(5) 介護職員 3名以上

介護職員は、入所者の病状及び心身の状況に応じ介護の提供に当たる。

(6) 栄養士 1名

栄養士は、必要な栄養管理や栄養食事相談等を行う。

(介護医療院のサービス内容)

第6条 介護医療院サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 施設サービス計画の作成

(2) 診療

(3) 入浴

(4) 排泄

(5) 褥瘡の予防

(6) 離床、着替え、整容等の日常生活上の世話

(7) 食事

(8) 機能訓練

(9) 相談、援助

(10) レクリエーション行事

(11) 栄養管理

(12) 口腔衛生の管理

(利用料その他の費用の額)

第7条 利用料については、次のとおりとする。

(1) 法定代理受領分

厚生労働大臣が定める額、又は岐阜市長が定める額に負担割合証の割合を乗じた額

(2) 法定代理受領分以外 厚生労働大臣が定める額、又は岐阜市長が定める額

(3) その他の費用

① 食事の提供に要する費用 1日1500円

(ただし、介護保険法第51条の3第1項に定めるものについては同条第2項第1号に定める食費の負担限度額とする。)

② 居住に要する費用 多床室377円 個室1668円

③ 理美容代

④ その他、介護医療院サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、入所者が負担することが適当と認められるものについて実費を徴収する。

- 2 利用料等の支払を受けたときには、利用料とその他の費用(個別に区分)について記載した領収書を交付する。
- 3 事業提供の開始にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(入所者が施設利用にあたっての留意事項)

第8条 入所者が介護医療院サービスの提供を受ける際留意すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 入所者は施設の規律を守り、喧嘩、口論または暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。
- (2) 入所者は施設の設備及び備品を利用するにあたっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全の確保に留意するものとする。
- (3) 利用者は施設の安全衛生を害する行為をしてはいけない。
- (4) 施設内での飲酒、喫煙はしない。

(緊急時等における対応方法)

第9条 施設はサービス提供時に入所者が病状の急変等、緊急事態が生じた場合は速やかに医師に連絡し、その指示に従い必要な措置を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第10条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する

- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者と話し合い周知徹底する体制を整備する
 - (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う
 - (4) 措置を適切に実施するための担当者の設置をする。
- 2 施設は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、入所者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 施設は、事故の状況及び事故に際して採った処置、再発防止のための改善策について記録をするものとする。
 - 4 施設は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（災害対策）

- 第11条 施設は、非常災害に関する具体的な計画を作成し、火災その他災害の発生を未然に防ぐように努める他、災害発生に備え定期的な訓練を行うものとする。また、災害発生時には日常の訓練に基づいて利用者の安全を計るものとする。
- 責任者として、消防法に定める防火管理者1名を置く。

（身体拘束）

- 第12条 施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その状態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。従業者に対し、身体拘束等の適正化の研修を定期的実施する。
- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（苦情処理）

- 第13条 施設は、入所者又は家族からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、

事業に関する入所者又は家族からの要望、苦情等に対し、迅速に対応する。
施設は、あらかじめ苦情受付担当者を指定し、「重要事項説明書」に記載する。

(記録の整備等)

- 第14条 施設は、介護医療院サービスの提供に関する記録を作成するとともに、この契約終了の日から5年間保管する。
- 2 利用者は9時から17時までの間に利用者病室において、自らに関する前項の記録を閲覧できる。

(個人情報の保護)

- 第15条 施設は、入所者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 施設が得た利用者の個人情報については、施設での介護医療院サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者又は家族の同意を、あらかじめ書面によりを得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第16条 施設は、入所者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための指針の整備
 - (2) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (4) 措置を適切に実施するための担当者の設置を行う。
- 2・施設は、介護医療院サービス提供中に、当該従事者又は養護者による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

- 第17条 施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。
- 2 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように措置を講じるものとする。
- (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を

検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施する。
- (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(その他運営についての留意事項)

第18条 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 介護及び看護職務の向上のため、定期的な研修会をもうける。

また採用後3ヶ月間は研修期間として、責任ある実務は行わせない。

- 2 全職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を在職中も退職後も保持する。この事を雇用契約締結の条件とする。
- 3 この規程に定める事項ほか、運営に関する重要事項は医療法人社団英集会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は令和4年3月1日から施行する。